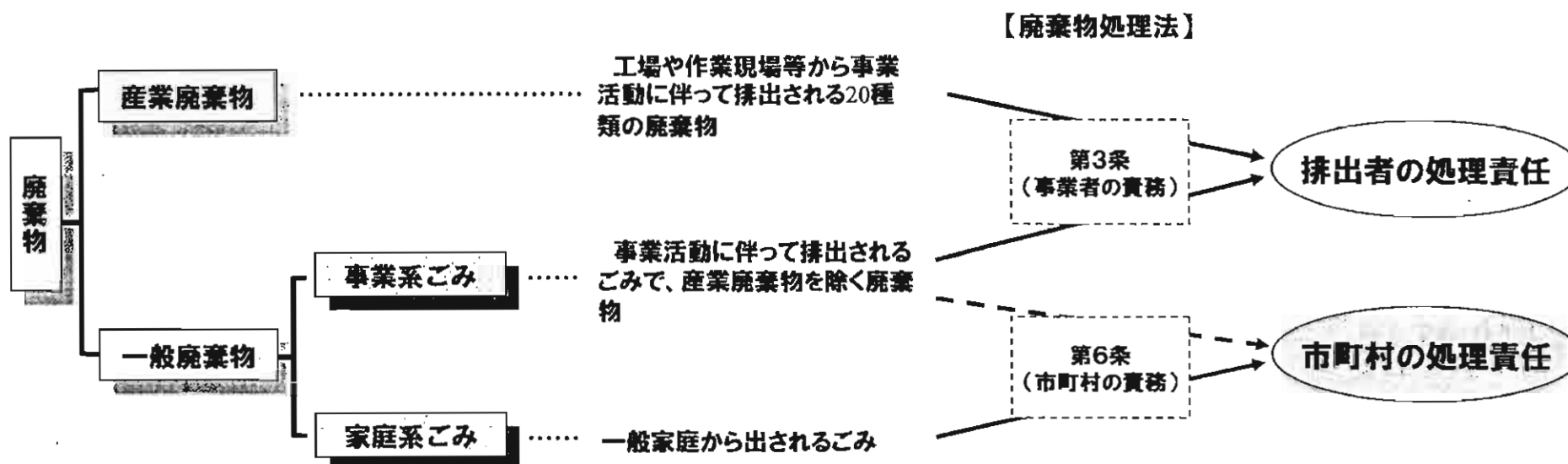


**大阪市廃棄物減量等推進審議会
第1回(仮称)手数料あり方検討部会 資料**

○ 廃棄物の区分		1
○ 大阪市における廃棄物処理		2
○ ごみ処理手数料を取り巻く状況		3
○ ごみ処理手数料の現状		4
○ 大阪市のごみ処理手数料の推移		5
○ 手数料体系の検討にあたって考慮すべき要因		6
○ 事業系ごみの収集形態と課題		8
○ 具体的な検討項目		9
○ 適正な処理手数料		10
○ 10kg未満事業所の取扱い		11
○ 処分手数料の転嫁		14
○ 排出量の認定基準		16

廃棄物の区分



○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

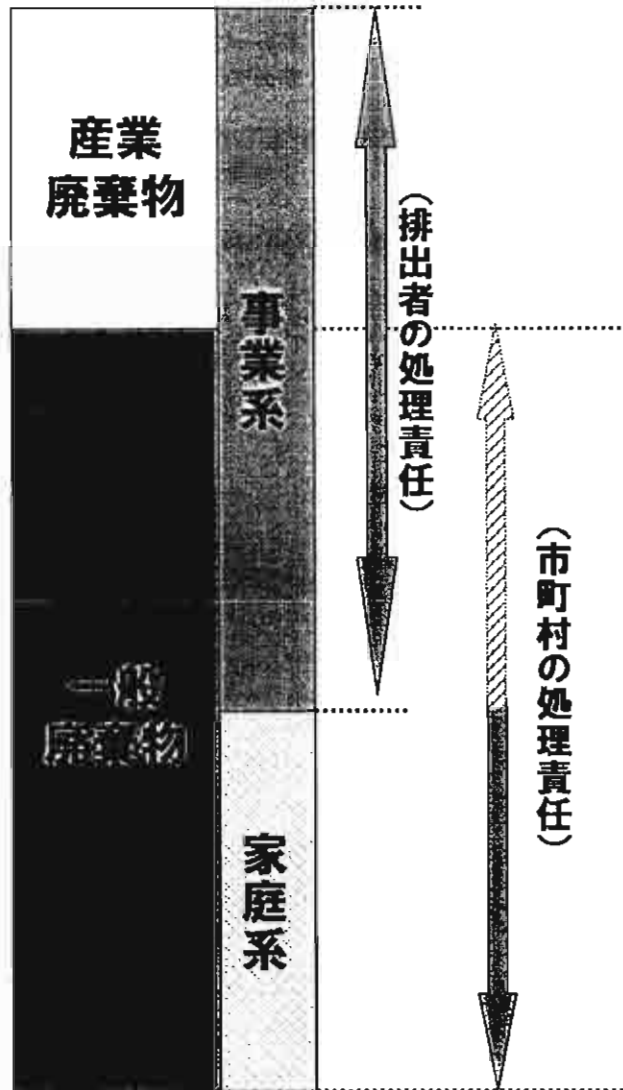
（市町村の処理等）

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

一般廃棄物の処理についての統括的な責任

大阪市における廃棄物処理

《廃棄物処理法》

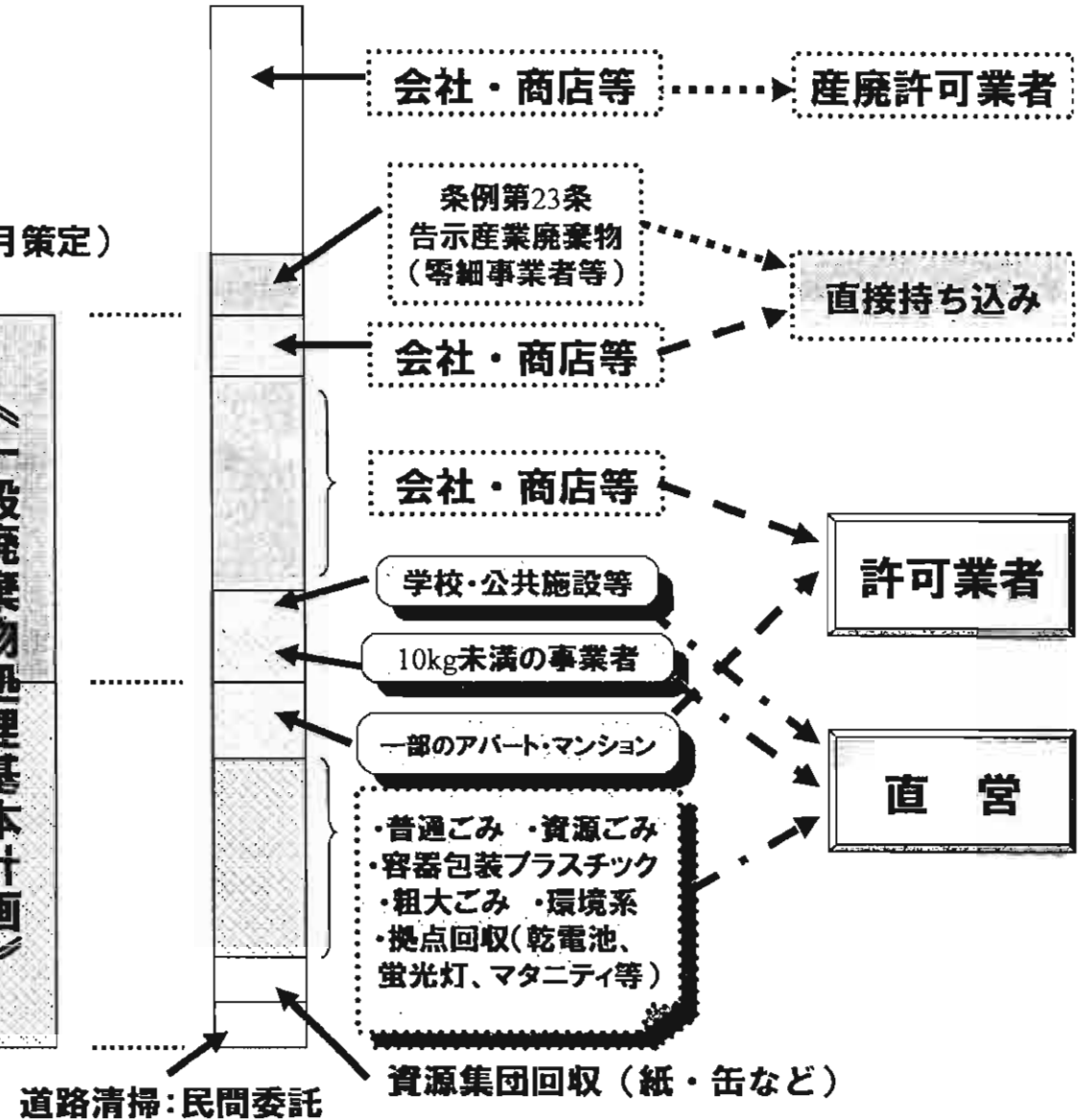


《処理計画》

(H18.2月策定)

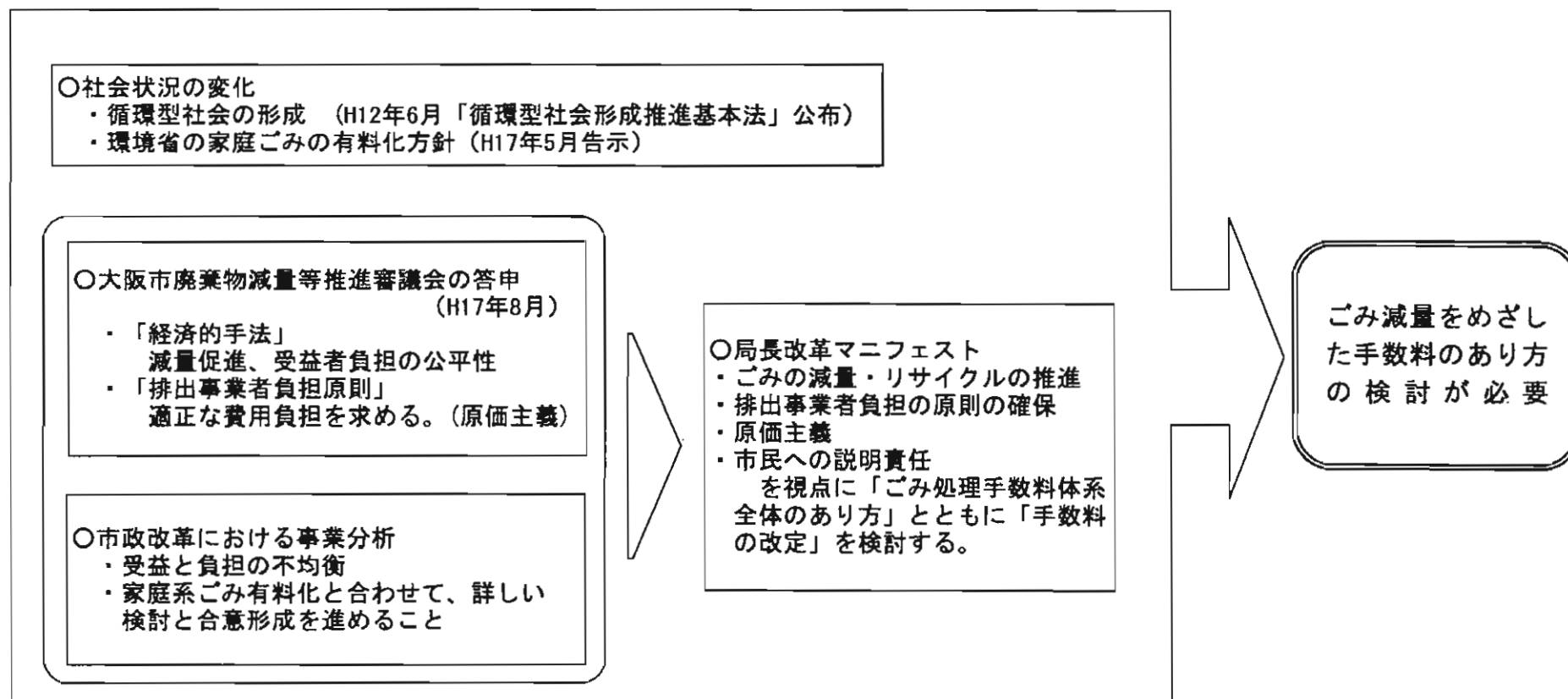
《一般廃棄物処理基本計画》

《ごみ処理の実情》



ごみ処理手数料を取り巻く状況

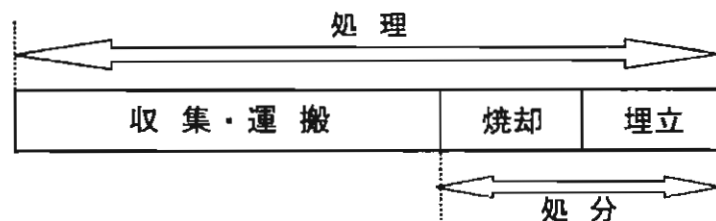
- ごみ処理手数料は、条例で定めているが、ごみ処理手数料にかかる規定は平成4年度に改正して以降、現在に至っている。この間、社会状況が変化し、ごみの減量、資源リサイクルの推進がますます重要な課題となっており、経済的インセンティブを働かせるための手数料のあり方の検討が求められている。
- 検討にあたっては、現行の手数料は改定後15年を経過したという状況を踏まえながら、物価変動等に伴う単なる金額改定ではなく、ごみの減量、リサイクルを推進するために、負担のあり方(金額設定の考え方や対象者)を含めた手数料体系全般の見直しを行う必要がある。



ごみ処理手数料の現状

【ごみ処理手数料】 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（第30条・第33条）
 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（第12条）

種別	取扱区分	単位	手数料
家庭系・事業系の区分なし 一般廃棄物（し尿、家庭から排出される粗大ごみ（一時的に多量に排出されるごみを含む。以下同じ。）で本市が収集するもの、犬、猫等の死体及び特定家庭用機器廃棄物を除く。）	1月以上継続するもの	毎日（収集を行う日に限る。）収集するものの処理及び廃棄物空気輸送施設により毎日（当該施設を供用する日に限る。）輸送するもので1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理	10キログラムまでごとに 240円
		1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理で上記以外のもの	10キログラムまでごとに 180円
	臨時の処理	定日（週2回）収集の時	50キログラムまでごとに 1,200円
	市長が指定する処理施設へ搬入されたものの処分	10キログラムまでごとに	58円
家庭から排出される粗大ごみで本市が収集するもの		1個につき	200円～1,000円
告示産業廃棄物の処分		10キログラムまでごとに	58円



＝ 毎日収集 240円/10kg 定日収集 180円/10kg

＝ 搬入手数料 58円/10kg

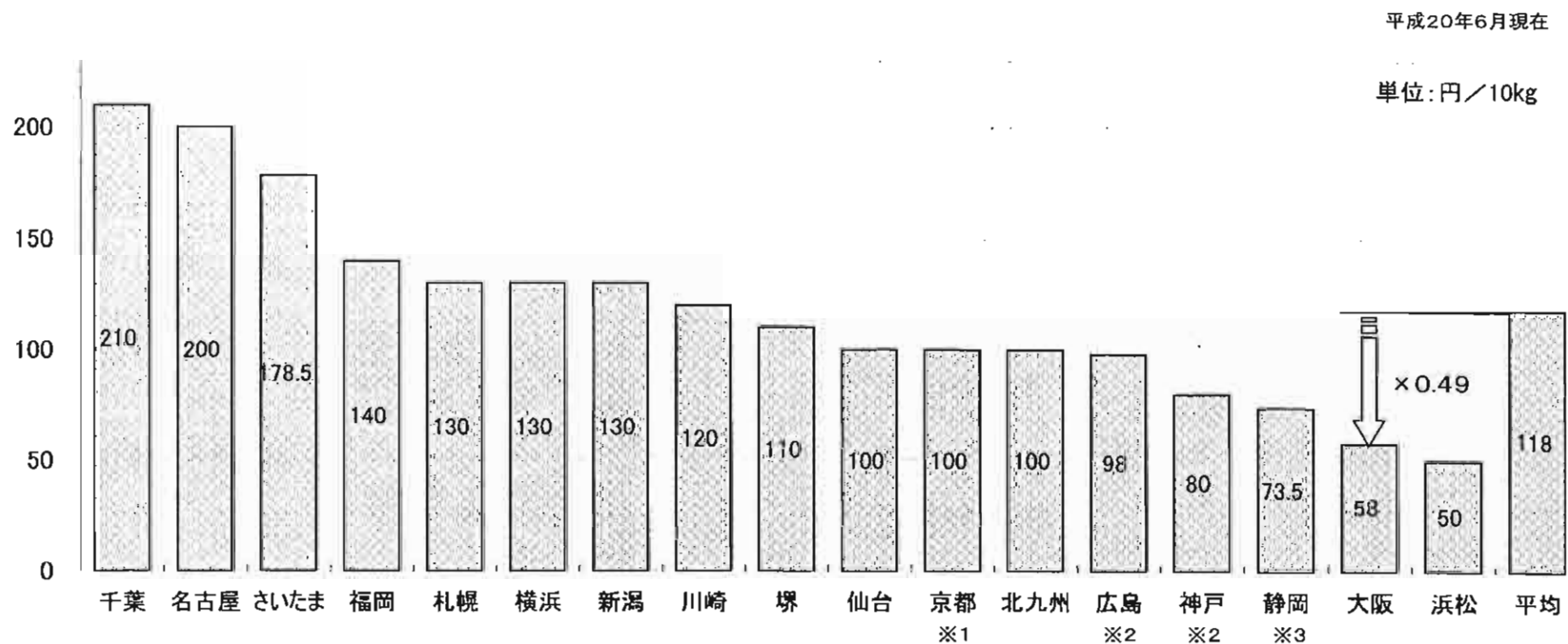
大阪市のごみ処理手数料の推移

区 分			平成 4 年度	平成 1 4 年度	平成 1 8 年度	備 考
一 般 廃 棄 物	継続する処理	定 日 1日の平均排出量が10kg以上のものの処理でおおむね週2回行うもの	180円/10kg			
		毎 日 毎日(所定の休日を除く。)処理(廃棄物空気輸送施設によるもので1日の平均排出量が10kg未満のものの処理を除く。)	240円/10kg			
	臨 時 の 処 理		1,200円/50kg			
	搬入処分	一 般	58円/10kg		58円/10kg	大阪市廃棄物減量等推進審議会の答申をふまえ、規則料金を段階的に廃止(18年9月)
		許 可 業 者	29円/10kg	40.5円/10kg		
	粗 大 ご み		無料		1 個 200～1,000円	平成18年10月から粗大ごみ収集を有料化
本市が処分する産業廃棄物 (告示産業廃棄物)			58円/10kg			

手数料体系の検討にあたって考慮すべき要因

1. 他都市に比べて処分手数料が低く、事業系ごみの減量、リサイクルに対する経済的インセンティブが働きにくい状況にある。

【政令指定都市における処分料金】



※1. 京都市は、300kg以下の金額を示す。(300kg～1t以下：140円/10kg・1t超：180円/10kg)

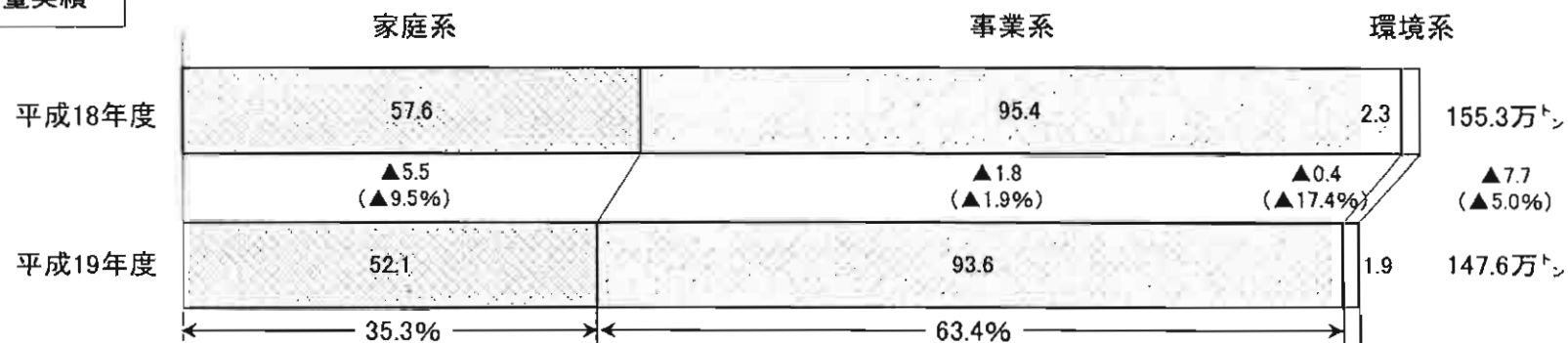
また、許可業者の場合、65円/10kg(現在)・80円/10kg(H23.4～)・100円/10kg(H26.4～)。

※2. 広島市及び神戸市は、有料指定袋制度を採用しており、上記料金は指定袋で搬入しがたい場合の重量による料金を示す。

※3. 静岡市は、100kgを超える場合の金額を示す。(100kgまでは73円/10kg)

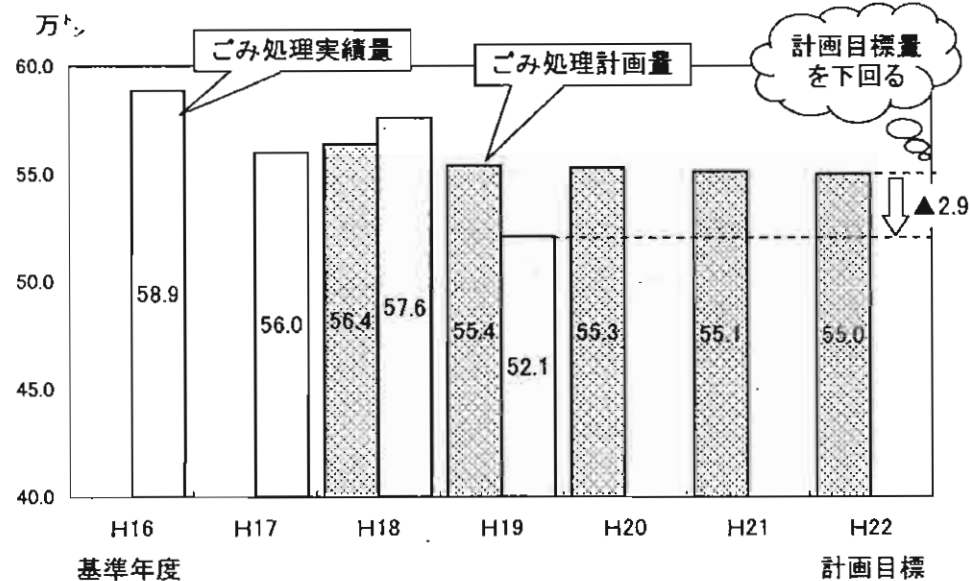
2. 本市ごみ処理量の全体の6割を占める事業系ごみの減量対策の重要性が高い。

ごみ処理(焼却)量実績

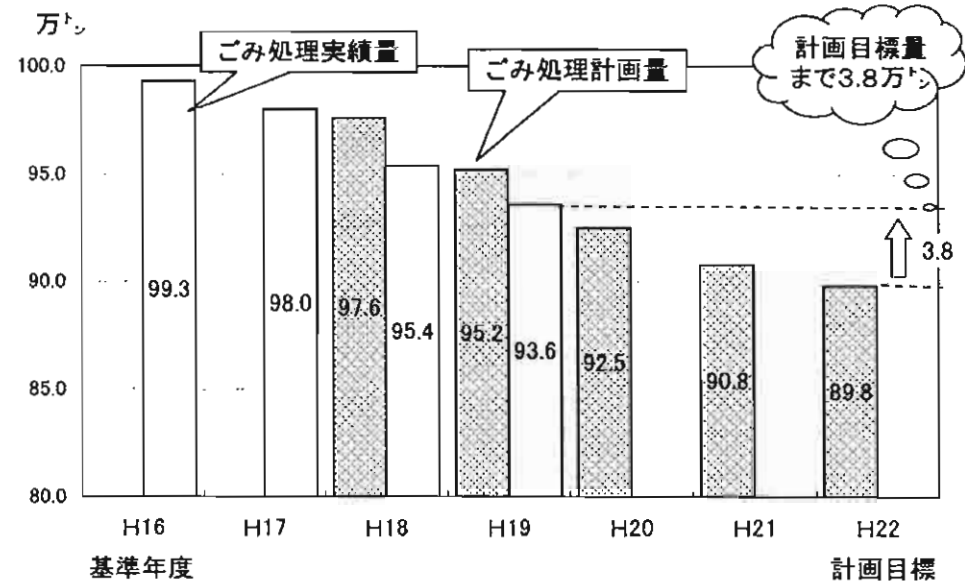


ごみ処理(焼却)量の推移[実績・計画]

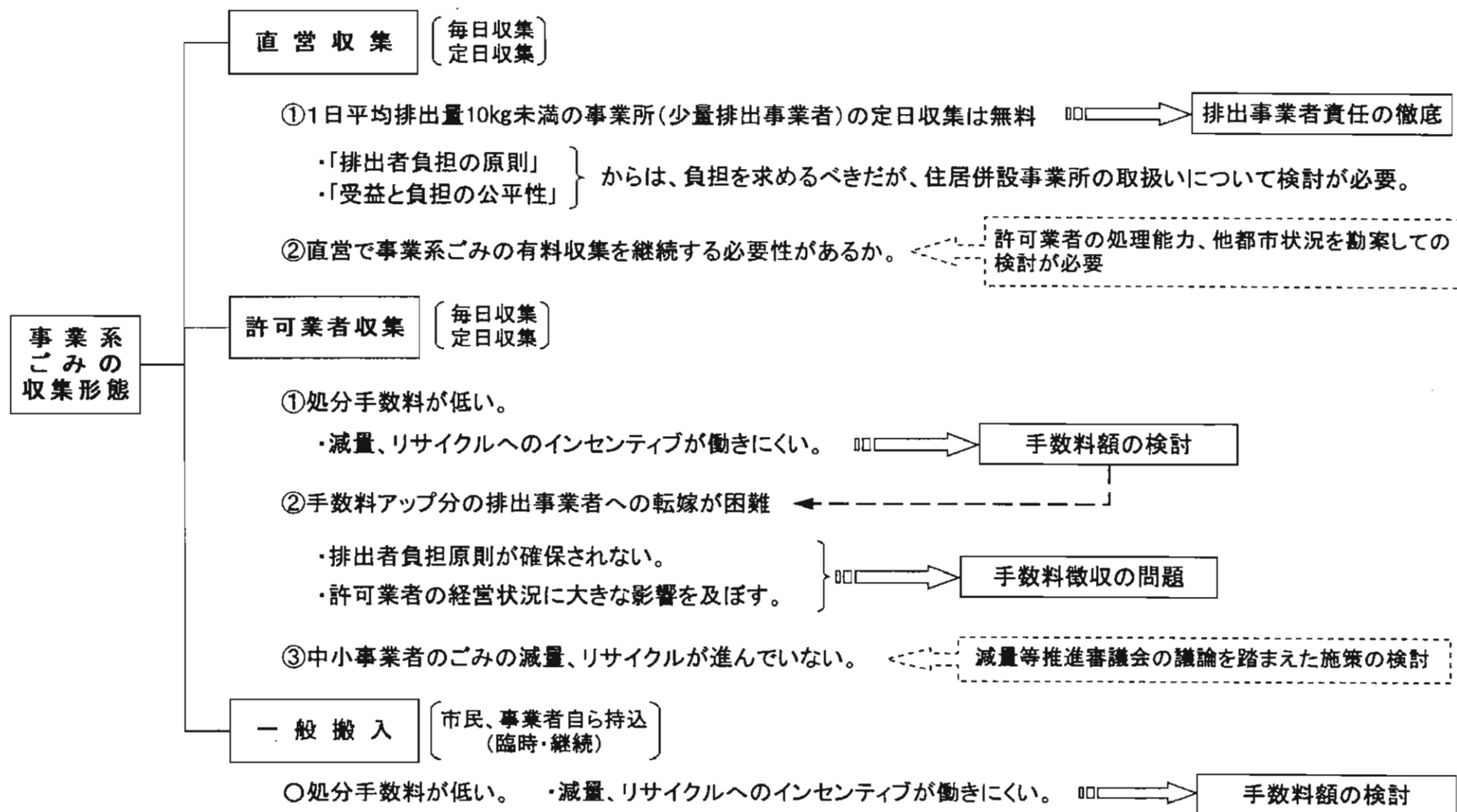
○家庭系ごみ



○事業系ごみ



事業系ごみの収集形態と課題



具体的な検討項目

※「排出事業者責任の徹底」「受益と負担の公平性」の観点から検討すべき項目

項 目	課 題	方 向 性 (案)
○適正な処理手数料	◇他都市に比べ、処分手数料が低く、処理コストとも乖離している。	・原価を反映した料金設定や政策的料金設定(原価± α)の検討
○無料収集の範囲 * 10kg未満事業所の取扱い	◇排出者責任の観点から家庭系・事業系は明確に区分し、事業系は排出事業者の負担を求めるべき。	・住居併設事業所の取扱いの検討
○手数料の徴収 * 手数料の転嫁	◇排出者責任の徹底の観点から、排出事業者が直接負担できる方法が望ましい。	・有料指定袋制の検討
○排出量の認定基準	◇処理手数料の排出量認定は、比重を1/3(1ℓ=0.33kg)で重量換算しているが、実重量との相違があり、排出者にもわかりにくい。	・容積(袋サイズ)を基準に処理手数料額を検討

適正な処理手数料

※ 原価を反映した料金設定と政策的料金設定(原価 $\pm\alpha$)を比較した場合、現状では、原価主義に基づく料金設定が望ましい。

	メ リ ッ ト	デ メ リ ッ ト
原価に基づく金額	○減量に対するインセンティブが働く。 ○処理に要した経費負担のため、説明責任が果たしやすい。	○行財政改革の進展により、コストダウンした場合には値下げの可能性がある。その場合、ごみの減量へのインセンティブが低下する。
政策的な金額 (原価 $+\alpha$)	○減量効果が高い。 ・発生量の抑制 ・リサイクルへの誘導(リサイクル料金より高ければ、リサイクルルートへ) ・産廃の排除(産廃料金より高ければ産廃ルートへ)	○排出者の負担感が大きくなる場合、不法投棄など不適正処理につながる懸念が大きい。 ○処理に要した経費を超えて負担を求めるため、算定根拠や効果など説明責任を果たすのが難しい。 ○地方自治法第227条(手数料)との整理が必要。
政策的な金額 (原価 $-\alpha$)	○排出事業者の負担が軽減される。(零細事業者の保護)	○排出者事業者負担の徹底が難しい。 ○減量に対するインセンティブが働きにくい。

10kg未満事業所の取扱い

※ 本市の無料収集の対象となっている1日平均排出量10kg未満の事業者に、適正な費用負担を求める必要性とともに、本市による事業系ごみの有料収集の継続を検討する必要がある。

大阪市廃棄物減量等推進審議会答申(H20年3月) 「大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方」

大阪市が無料で収集している「10kg未満事業所」の取扱いについて、「排出者責任の徹底」や「ごみ減量の促進」の観点から、経済的インセンティブの導入について検討を行うべきであるが、具体的な導入方法については、今後も引き続き慎重に検討されるべきである。

現行は、家庭系・事業系の区分はなく、10kg未満の場合は、事業系を含めて無料の取り扱い。

排出者責任の観点から
家庭系・事業系は
明確に区分すべき

事業系ごみについては、事業者自らに処理責任があり、少量であっても排出事業者の負担を求める必要がある。

少量排出事業者(平均排出量10kg未満事業所)

単独事業所	45,000件	52,000 t/年
住居併設事業所	37,000件	35,000 t/年
合 計	82,000件	87,000 t/年
(平成18年度調査)		

住居併設事業所の取扱い

一定量の無料範囲を設定

零細事業者の保護

⇕ 検討が必要

量にかかわらず全て有料

公平性の確保

○ 住居併設事業所の取扱い

	公平性の確保	零細事業者の保護	ごみの減量 リサイクルの推進	作業面
一定量の無料範囲 を設定	◆住居併設事業所は、 無料範囲の設定量によ っては、すべて無料と なる可能性が高く、少 量排出の単独事業所と の均衡を失する。	◇事業者の負担が軽減 できる。 ◆単独事業所におい ても零細事業者があり、 併設事業所に限定する ことは難しい。	◆事業系ごみを分離し たり、再資源化する動 機を阻害する。	◆世帯人員数によって ごみの排出量が異な り、基準の設定が難し い。
量にかかわらず 全て有料	◇住居併設事業所と単 独事業所との公平性が 確保できる。	◆排出量が一般家庭並 みであることから、当 該事業者等からの反対 が想定される。	◇ごみの減量、分別の インセンティブが働くこ とを期待できる。	◆家庭系と事業系を分 別せずに出された場 合、家庭系として、無 料で収集する可能性が ある。

【 参 考 】

無料扱いの	単独事業所の平均排出日量	3. 1kg
	住居併設事業所の平均排出日量	2. 8kg
(平成18年度調査)		

・単独事業所と併設事業所の排出量の差は小さい。
・横浜市の基準では、無料収集の範囲内。

○ 他都市における事業系ごみの取扱い

※ 他の政令指定都市等では、事業系ごみを市で収集している都市は少ない。

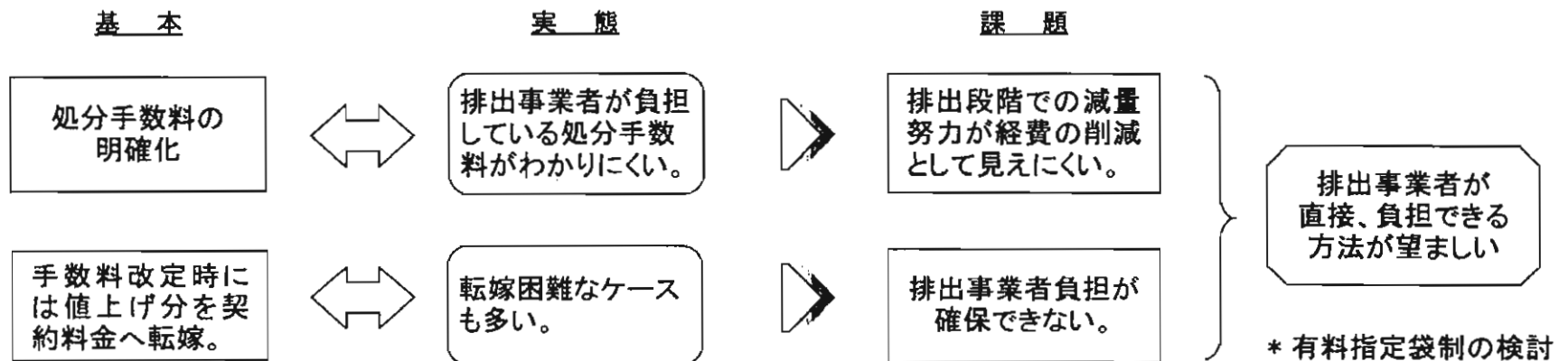
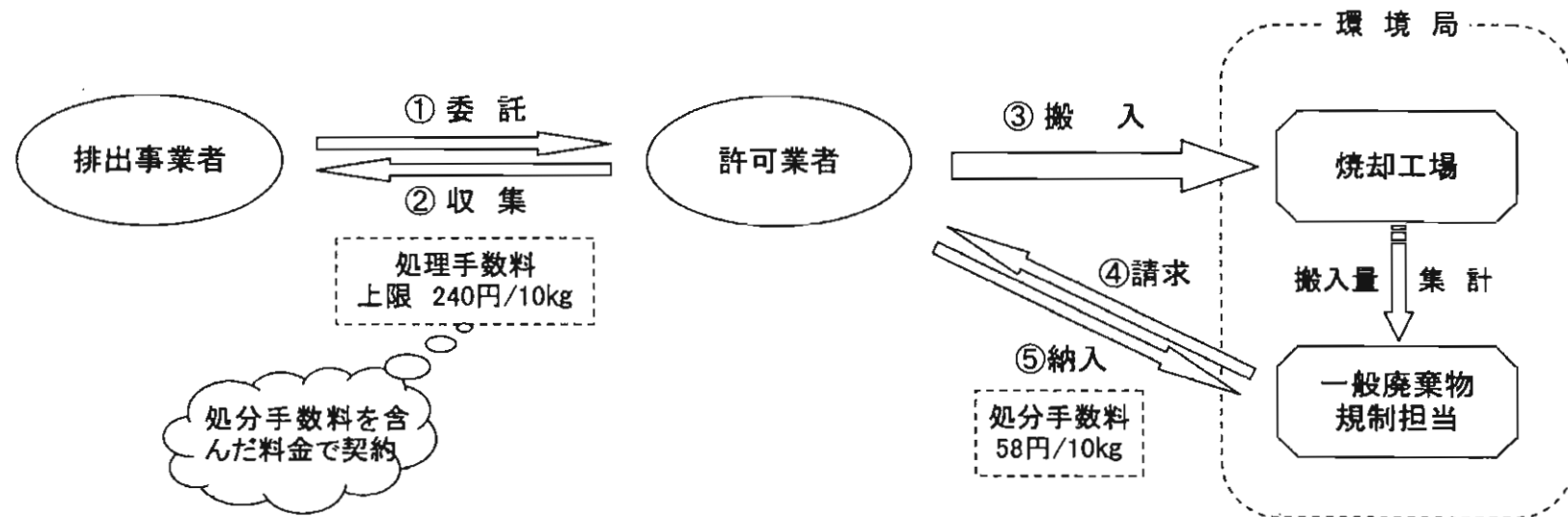
本市が収集体制を確保し、
受託収集する必要があるか？

	政令指定都市(17都市)	府下人口10万以上都市 (大阪・堺を除く19都市)
事業系ごみを 収集している都市	大阪市・静岡市・堺市 (3都市)	豊中市・八尾市・富田林市 河内長野市・大東市 (5都市)
住居併設事業所 (少量排出事業者)のみ 条件付で収集している都市	札幌市・横浜市・北九州市 (3都市)	守口市・寝屋川市 (2都市)
事業系ごみを 収集していない都市	仙台市・千葉市・さいたま市 川崎市・新潟市・浜松市 名古屋市・京都市・神戸市 広島市・福岡市 (11都市)	岸和田市・池田市・吹田市 高槻市・枚方市・茨木市 松原市・和泉市・箕面市 羽曳野市・門真市・東大阪市 (12都市)

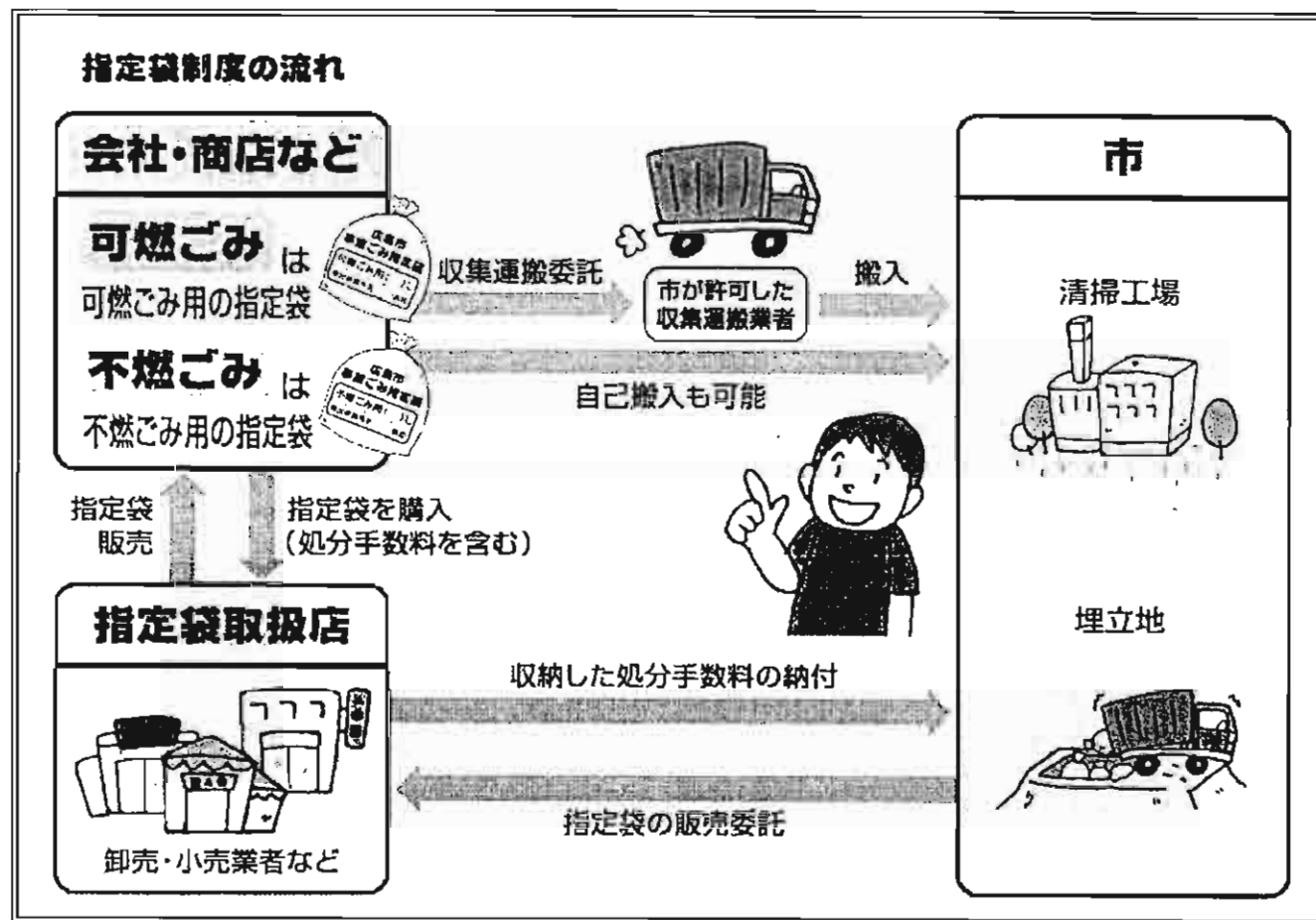
札幌市	合わせて1日平均40%以下・事業系の排出量の認定困難な場合は市で無料収集
横浜市	家庭系と事業系を合わせて1日平均5kg未満または事業系3kg未満の場合は、市で無料収集
北九州市	区分が難しく排出量家庭並みの場合は混合排出で市収集
守口市	450袋で3袋以下かつ15kg以下/回は市で無料収集
寝屋川市	週2回4501個の場合は市で無料収集

処分手数料の転嫁

※ 処分手数料は、排出事業者ではなく、許可業者から間接的に徴収している。



○ 有料指定袋制の事例（広島市）



※ 平成17年10月
事業系ごみ有料指定袋制度を導入。



事業ごみ排出量

16年度(導入前年度) 19.2万ト

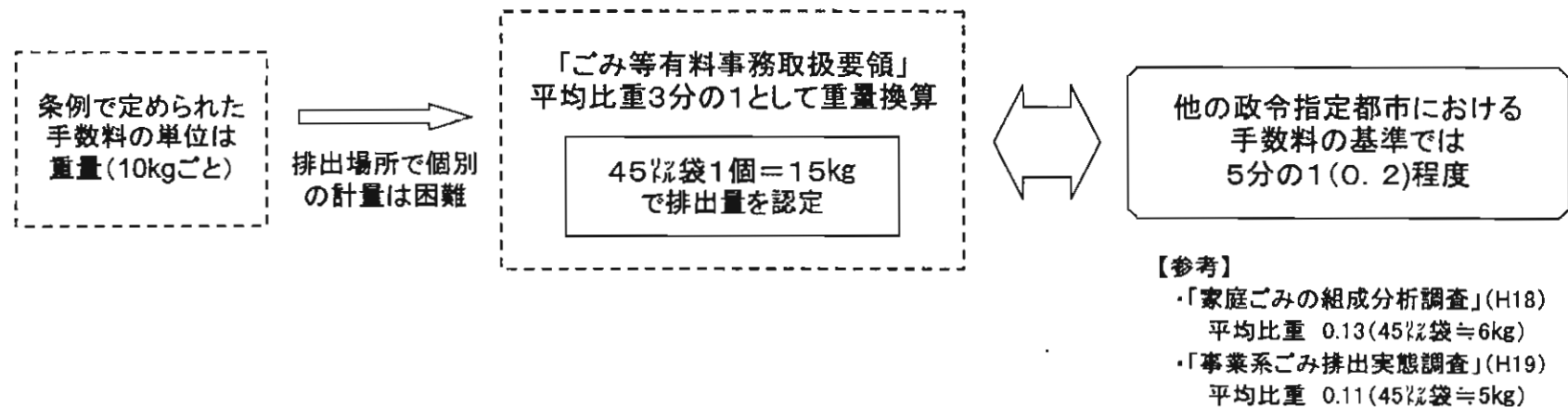
↓
18年度(導入翌年度) 17.0万ト
2.2万ト、約10%の減少

神戸市においても、同様の制度
を19年4月に導入している。

*「事業ごみ有料指定袋制度・事業ごみの排出方法(チラシ)」からの抜粋

排出量の認定基準

・現行の手数料の認定方法は、比重を3分の1(1ℓ=0.33kg)で重量換算しているが、実態と乖離している。



- 組成・かさによって、ごみ袋の重量は個々に異なるため、排出者に対する説明が難しい。
- 要領に規定する比重との乖離が大きく、ごみ袋を重量換算すると、実重量と契約重量に大きな差が生じる。



実態の比重を適用すれば、手数料切り下げ



ごみ減量に対するインセンティブの低下